

会派別所属議員数及び世話人等名簿

令和5年5月1日

会 派 名	所属議員数(人)	世話人等氏名
自由民主党・兵庫	37	山 口 晋 平 大 豊 康 臣 門 間 藤 司 伊 藤 藤 兵 衛 内 藤 本 百 男
維新の会	21	岸 口 みのる 門 隆 志 増 山 誠
公明党	13	伊 藤 勝 正 島 山 清 史
ひょうご県民連合	9	上 野 英 一
日本共産党	2	庄 本 えっこ (オブザーバー)
無所属	4	—
計	86	

会派別議員名簿

(令和5年5月1日現在)

自由民主党・兵庫	維新の会	公明党	ひょうご 県民連合	日本共産党	無所属
<p>(幹事長) 山口 晋平 (副幹事長) 大豊 康臣 橋 秀太郎</p> <p>(政務調査会長) 門間 雄司 (政務調査副会長) 奥谷 謙一 松本 裕一</p>	<p>(団長) 岸口 みのる (幹事長) 門 隆志 (副幹事長) 齊藤 真大</p> <p>(政務調査会長) 増山 誠 (政務調査副会長) 鏑木 良子</p>	<p>(団長) 岸本 かずなお (副団長) 谷井 いさお (幹事長) 伊藤 勝正 (副幹事長) 越田 浩矢 (政務調査会長) 島山 清史 (政務調査副会長) 小泉 弘喜</p>	<p>(幹事長) 上野 英一 (副幹事長) 中田 英一</p> <p>(政務調査会長) 迎山 志保 (政務調査副会長) 橋本 成年</p>	<p>(団長) 庄本 えつこ</p> <p>(政務調査会長) 久保田 けんじ</p>	<p>丸尾 牧 橋本 慧 小林 昌 前井 ま 彦 ま き</p> <p>4名</p>
<p>長瀬 たけし 北浜 みどり 伊藤 栄介 伊藤 傑 吉岡 たけし 石井 秀武 谷口 俊介 北野 実 水田 裕一郎 戸井 ゆうすけ 黒川 治 北川 寛人 北川 泰寿 大前 はるよ 浜田 知昭 中田 慎也 富山 恵二 松井 重樹 長岡 壯衛 内藤 兵衛 風早 ひさお 村岡 真夕 山本 敏信 白井 和弥 大上 和則 藤田 孝夫 石川 幸文 太原 テツアキ 藤本 百男 岡 つよし</p> <p>37名</p>	<p>赤石 まさお 白井 たかひろ 北村 智親 長崎 寛親 中村 大輔 なかい 隆晃 住本 陽子 大矢 卓志 高橋 みつひろ 飯島 義雄 坂田 隆徳 徳安 淳子 大原 隼人 脇田 のりかず 青山 曉 佐藤 良憲</p> <p>21名</p>	<p>菅 雄史 大塚 公彦 天野 文夫 松尾 智美 竹尾 ともえ 里見 孝枝 麻田 寿美</p> <p>13名</p>	<p>前田 ともき 黒田 一美 竹内 英明 小西 ひろのり 北上 あきひと</p> <p>9名</p>	<p>2名</p>	

(氏名順は選挙区順による)

新議会世話人会設置準備会の主な協議結果

令和5年4月20日

1 議場棟の耐震診断結果への対応について

県庁舎の耐震診断結果を踏まえ、議場棟は安全性の観点から引き続き使用できる状況ではないことから、5月臨時会に向け、3号館7階大会議室を議場として準備を進める。

2 新議会への申し送り事項について

令和5年2月28日付け「議会運営に関する申し送り事項について」の内容を踏まえ、議会改革の取組の検証や政務活動費の適切な執行など、迅速かつ継続的に検討を要するものも含め、新議会発足に向けて、協議・調整を進める。

3 5月臨時県議会について

5月16日を招集日とする。

4 会派結成について

会派結成の見込みについて、各会派から、以下のとおり所属予定議員数の報告があり、新議会世話人会の設置準備等については、当該所属議員数を踏まえ、協議を進めることとする。

自由民主党・兵庫	37名
維新の会	21名
公明党	13名
ひょうご県民連合	9名
日本共産党	2名

5 新議会世話人会について

(1) 性格

議会運営委員会の代行機関であり、新議会発足後、委員の選任を経て議会運営委員会に移行する。

(2) 構成等

① 総数は12人とし、4月20日時点における所属予定議員数をもとにした会派別選出数は次のとおりとする。

自由民主党・兵庫	6名
維新の会	3名
公明党	2名
ひょうご県民連合	1名

② 日本共産党は、オブザーバーとして1人が出席する。

③ 無所属議員については、会議を傍聴できる。

(3) 座長及び副座長

座長は第1会派の自由民主党・兵庫から、副座長は第2会派の維新の会からそれぞれ選出する。

(4) 協議予定事項

- ① 新議会における議会運営の基本問題について
- ② 常任委員会の委員の会派別割り振りについて
- ③ 常任委員会の正副委員長の会派別割り振りについて
- ④ 予算、決算特別委員会の設置について
- ⑤ 議会選出監査委員の会派別割り振りについて
- ⑥ 議会選出関西広域連合議会議員の会派別割り振りについて
- ⑦ 議会選出兵庫県競馬組合議会議員の会派別割り振りについて
- ⑧ 兵庫県・神戸市調整会議の構成員の選出について
- ⑨ 附属機関等の議会推薦委員の会派別割り振りについて
- ⑩ 一般選挙後最初の議会の審議日程及び議事日程について
- ⑪ その他について

議会運営に関する申し送り事項について

令和5年2月28日

今期4年間における議会運営の経験等を踏まえ、新議会発足後の議会運営上、基本的な事項について、次のとおり申し送りすることとする。

1 新議会世話人会設置準備会について

一般選挙後、速やかに会派構成を確定し、新議会世話人会を発足させるため、各会派代表者会議の構成員（新規結成会派の代表者を含む。）により組織する「新議会世話人会設置準備会」を設け、次の事項を協議する。

- (1) 会派の結成
- (2) 新議会世話人会の設置及び構成
- (3) 新議会世話人会において協議すべき事項
- (4) 県議会の招集予定
- (5) 会派別議席の配分
- (6) 会派の議員控室部屋割
- (7) その他当面する重要課題

2 新議会世話人会について

新議会世話人会を任期開始後、速やかに設置し、次の事項を協議する。

なお、新議会世話人会は、「議会運営委員会」に移行するものであり、一般選挙後最初の県議会開会日の本会議において、原則として、新議会世話人会の構成員を議会運営委員会の委員に選任する。

- (1) 新議会における議会運営の基本問題
- (2) 常任委員会の委員の会派別割り振り
- (3) 常任委員会の正副委員長の会派別割り振り
- (4) 予算、決算特別委員会の設置
- (5) 議会選出監査委員の会派別割り振り
- (6) 議会選出関西広域連合議会議員の会派別割り振り
- (7) 議会選出競馬組合議会議員の会派別割り振り
- (8) 兵庫県・神戸市調整会議の構成員の選出
- (9) 附属機関等の議会推薦委員の会派別割り振り
- (10) 一般選挙後最初の議会の審議日程及び議事日程
- (11) その他

3 臨時会の開催について

選挙期日と議員任期の「ずれ」の解消に伴い令和5年4月30日に任期が始まる新議会については、6月定例会までの議長をはじめとする議会役員不在期間を極力縮め、速やかに議会活動を開始するため、正副議長及び議会役員選出、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任等を行う臨時会を任期開始早々の5月に開催するよう知事当局

と調整する必要がある。

4 議会運営に係る基本事項について

(1) 先例、申し合わせ等について

円滑で効率的な議会運営を図るために、これまでの先例や申し合わせ等を尊重するとともに、より一層の議会の活性化にも意を用いた議会運営に努める必要がある。

新議会世話人会での「新議会における議会運営の基本問題」の協議に当たっては、これらを十分踏まえることが適当である。

なお、主な申し合わせ等は別添のとおりである。

(2) 常任委員会の運営について

常任委員会は、議会の審議及び政策立案等の能力を充実するとともに、突発する重要な問題に迅速かつ適切に対応し得るよう、閉会中も次のとおり運営することが適当である。

なお、管内・管外調査への出席については、重要な委員会活動の一環であることから、効率的な活動ができるよう、優先して日程調整を図る必要がある。

① 閉会中の運営について

ア 委員会の開催

所管事務調査のため、閉会中に月1回程度、委員会を開催する。また、引き続き、インターネット中継を実施する。

イ 管内調査

所管事務調査の参考に資するため、管内調査を県内4地区に分けて実施するとともに、併せて閉会中常任委員会の地域開催を実施する。

なお、但馬・丹波地域の管内調査については、当該地域が広域であるため、十分な調査活動を行う観点から、引き続き2泊3日の日程とする。

ウ 管外調査

所管事務調査の参考に資するため、委員会単位で年1回管外調査を実施することができる。

② 常任委員会運営要領の策定について

常任委員会の合理的、効率的な運営を図るため、あらかじめ各会派代表者会議で調整の上、正副常任委員長選任後、速やかに正副常任委員長会議を開催し、常任委員会運営要領の策定について協議する必要がある。

(3) 特別委員会の設置について

本県議会では、閉会中においても定例的に常任委員会を開催するなど、常任委員会を中心とした活発な委員会活動が行われてきたところである。

常任委員会の所管事項が県政全般を網羅することなどから、特別委員会については、これまでから、予算、決算特別委員会のほか、議員定数等調査特別委員会、行財政運営調査特別委員会など特に重要性、緊急性の高い問題について調査・検討する委員会を、必要な期間にのみ設置して対応することとしており、常設的に設置しないことを例としている。

こうした取扱いは地方自治法の趣旨とも合致するところであり、今後とも常任委員会を中心に調査・審査を行うことが適当である。

5 少数会派の取扱いについて

所属議員数6人未満のいわゆる非交渉団体（以下「少数会派」という。）に係る取扱いについては、より一層公平かつ効率的な議会運営に資するため、新議会発足後は、次のとおり取り扱う必要がある。

(1) 各種会議等への出席について

① 委員会について

ア 議会運営委員会については、「兵庫県議会運営委員会内規」（平成3年9月30日決定）第7条第1項の規定に基づき、従来どおり「委員外議員」として出席を求める。

イ 予算・決算特別委員会を除くその他の特別委員会については、委員会の付議事件や少数会派の所属議員数等を踏まえ、必要に応じて「委員外議員」として出席を求める。

② その他の会議について

各会派代表者会議、各会派政務調査会長会、広報委員会、関西広域連合連携協議会、新議会世話人会及び同準備会等については、交渉団体のほか、原則、所属議員数が一定数以上の少数会派に出席を求める。

③ 議員互助会理事会について

議員互助会理事会については、「兵庫県議会議員互助会規約」第9条第2項に基づき、従来どおり出席を求める。

(2) 予算、決算特別委員会における総括審査について

予算、決算特別委員会における総括審査は、本会議の代表質問の取扱いに準じ、交渉団体のみ執り行うことを原則とする。

6 議会改革の取組について

議会基本条例の理念を具体化し、更なる監視機能や政策提言機能の強化、開かれた議会の実現を図るため、「議会改革の取組の検証に関する報告書（令和4年12月13日）」

の検証結果を踏まえ、新議会においても引き続き議会改革に取り組む必要がある。

(1) 議会運営のICT化について

① ペーパーレス化の一層の推進について

タブレット端末の利便性向上を図り、ペーパーレス化を一層推進するため、セキュリティを確保した上でWi-Fi環境がない場合でもオンライン会議等に対応できる端末への変更、議員の私用端末の活用、プリンターの選択や庁外でのデータ入手が可能となるタブレット機能強化について、検討を行う必要がある。なお、検討にあたっては、通信費用の発生や、議会LANを含む県庁WANのセキュリティ確保等の課題があることを考慮する必要がある。

また、令和6年度以降の端末機については、議員PCとタブレット端末の統合の可否も検討した上で、機能、スペック、使いやすさを考慮して機種・画面サイズ等を決定することとする。

② 常任委員会室のオンライン環境の整備について

全常任委員会の録画配信及びネット中継を可能とするために、大・中会議室以外の委員会室へのオンライン開催設備の整備について、庁舎大規模改修時などのタイミングで検討を行う必要がある。なお、検討にあたっては、改修工事と合わせ映像設備や動画の圧縮・変換等を行う機器、回線の追加、サーバの拡充等の課題があることを考慮する必要がある。

また、オンライン委員会等に参加するためのパソコンやタブレット操作に係る議員研修会を定期的に行う必要がある。

(2) 県民に開かれた議会の推進について

上記のオンライン環境整備が図られた際には、大・中会議室以外の委員会室等で開催される常任委員会についてもインターネット中継を行い、映像を記録するとともに、その映像や音声を議員が活用することについて検討を行う必要がある。

(3) 議会における危機管理対応の強化について

① 危機管理に関する申し合わせ等の周知について

「危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ」や議員向けの「危機発生時初期行動」について、引き続き周知を図る必要がある。

② 議会BCPの検討について

感染症拡大期や大規模災害時においても議会機能を停止させず、必要な対応を行うため、新型コロナウイルス感染症が一定収束した後、「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」での対応等を含めた検証を行い、その上でBCPの必要性を含めた協議を行う必要がある。なお、初動体制確立については、「危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ」や議員向けの「危機発生時初期行動」を今後の議論の

基礎とする。

③ 議会における危機管理訓練について

クラウドメールを活用した安否確認訓練、議場でのシェイクアウト訓練及び避難訓練を、引き続き行う必要がある。

(4) 閉会中の常任委員会における効果的、効率的な質疑について

閉会中の常任委員会の議事「その他」における質疑のあり方について、効果的・効率的な委員会活動や出席者の働き方改革、緊急性がある課題への対応等を踏まえた上で、検討する必要がある。

(5) 議員連盟のあり方について

既存の議連も含め、有志の勉強会等との違いや設立方法の明確化といった運営に関するルール等について、新型コロナウイルス感染症収束後の活動状況や事務局職員の負担等を検証しつつ、具体的な検討事項や検討時期を含め、議論する必要がある。

(6) 議会庁舎のセキュリティの強化について

事件事故等の発生を防止するため、議会庁舎のセキュリティ強化について、検討する必要がある。なお、検討にあたっては、設備等のコスト面の問題、当局庁舎のセキュリティ対策、開かれた県議会のイメージとのバランスを図る必要性といった課題があることを考慮する必要がある。

(7) 県議会サテライトゼミの充実について

県議会サテライトゼミに受け入れる大学ゼミの対象分野を「地域課題の調査研究やまちづくりの実践等」に限定しない等、募集のあり方を見直すとともに、実施方法等の再構築を含めた改善方策を検討し、充実を図る必要がある。

(8) 「政調懇話会」及び「政策法務研修」の合同開催等について

「政調懇話会」及び「政策法務研修」を一本化し合同開催とすることにより、学識者等による講演を充実させるよう検討する必要がある。

また、議員提案条例の制定・改正等の政策法務に関しては、法制手続きや政策形成プロセスなど、当司法制所管課等による議員向けの実務的な研修の開催を検討する必要がある。

(9) 議会改革の取組の検証について

議会基本条例第 24 条において「取組の状況について定期的な検証を行う」と規定されており、原則、議員任期最終年度に当該任期中での議会改革の取組を検証していく必要がある。

7 令和 9 年議員改選に向けた議員定数等の見直しについて

令和 9 年議員改選に向けた議員定数等の見直しに当たっては、「兵庫県議会議員の定

数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の附則や「議員定数等調査特別委員会調査報告書（令和4年3月16日）」における特例選挙区の扱いについて、十分留意する必要がある。

また、同調査報告書の「適正な地域代表選出に向けた検討」の内容を十分に踏まえ、安定的な地域代表の確保に向けた検討について、より有意義かつ本質的な議論を早期に進める必要がある。

8 議会広報について

新議会における県議会広報基本方針及び新年度の広報計画とその具体的内容については、速やかに議会広報委員会を設置し、協議する必要がある。

なお、引き続き、県民の誰もがわかりやすく見やすい情報の発信と若者の関心をさらに高める広報を目指し、コンテンツの充実や様々なデジタル媒体を活用した広報を研究しながら、より一層親しみやすい県議会となるよう取組を続ける必要がある。

(1) 県議会だより

引き続き、可能な限りの各戸配布に向けて、配布方法や経費抑制への検討・取組を続ける必要がある。

(2) はい、県議会です。

広く県民の目にふれるよう配布先などの検討が必要である。

(3) 若者向け議会広報ポータルサイト

より多くの高校生に参加してもらうとともに、引き続き、若者目線での広報の実施に取り組む必要がある。

(4) テレビ広報「はい、県議会です。」「2月定例会テレビ中継」

定期的な放送で議会活動を身近に感じてもらう役割はあり、放映の継続が必要と考えるが、内容や費用対効果について検討が必要である。

(5) インターネット議会中継・録画配信

県事業の進捗状況や県議会の理解促進のため重要なツールであることから、全委員会の中継及び録画配信等を検討する必要がある。

(6) 県議会ホームページ、県議会フェイスブック

若い世代向けサイト内の充実やさらなる SNS の活用を検討する必要がある。

9 委員会発議について

委員会発議に当たっては十分な議論を尽くすとともに、全委員一致の案件について提案することを原則とする。

10 当初予算編成に対する「重要政策提言」と「申し入れ」について

議会における政策提言の強化等の観点から、次年度の当初予算編成に当たり各会派(無所属議員を含む)から知事に対し、重要項目に関する「重要政策提言」と網羅的・包括的な項目を内容とする「申し入れ」の2段階で提案を行っており、引き続き実施する必要がある。

11 議員報酬の特例減額について

知事等の特別職の給与は、令和5年4月1日以降も減額措置を継続することとされているが、議員報酬における特例減額の延長期間は現任期満了日の令和5年4月29日までとなっている。

については、新任期における特例減額の取扱いについて新議会世話人会で協議する必要がある。

12 長期欠席議員の議員報酬の取扱いについて

現在、議員が本会議、常任委員会等の議会行事を長期間欠席した場合にもその間の議員報酬は全額支給されているが、長期欠席を軸とする議員報酬減額の取扱いについて、その必要性の有無も含め、検討する必要がある。

13 政務活動費の適正な執行について

政務活動費については、平成26年の不適正使用問題発生以降、会派から議員への精算払い方式の導入、議長への提出書類全てのインターネットによる情報公開など様々な改革を行い、県民の信頼回復に努めてきた。

政務活動費制度の運営にあたっては、引き続き、社会情勢や判例等を踏まえながら、必要に応じて適切に基準等を見直すなど、適正な執行と透明性の確保に向けた不断の取り組みを進めていく必要がある。

14 関西広域連合議会について

(1) 関西広域連合議会議員の選挙について

県議会議員の任期満了に伴い、本県議会選出の関西広域連合議会議員5人全員が欠員となるため、速やかに当該議員を選出する必要がある。

(2) 関西広域連合議会等との情報共有について

県議会と関西広域連合及び関西広域連合議会との情報共有及び意見交換等を図るため、関西広域連合連携協議会を設置している。新議会においても同協議会により、関西広域連合及び関西広域連合議会との情報共有を図っていく必要がある。

15 兵庫県競馬組合議会議員の選挙について

県議会議員の任期満了に伴い、本県議会選出の兵庫県競馬組合議会議員 5 人全員が欠員となるため、速やかに当該議員を選出する必要がある。

なお、昭和 55 年 8 月 21 日開催の各会派代表者会議において、県議会議員選出の同組合議会議員は 1 年で交代すること及びその改選時期は毎年 5 月（現 6 月）定例会と選挙によることが決定されている。

16 兵庫県・神戸市調整会議の構成員の選出について

県議会議員の任期満了に伴い、本県議会選出の兵庫県・神戸市調整会議の構成員 2 人全員が欠員となるため、速やかに当該構成員を選出する必要がある。

なお、当該会議が設置された際の議会運営委員会の協議において、構成員は議会としての機関の代表である正副議長を充てることとされ、本会議における選出方法はより簡便な方法である指名推選により実施してきたところである。

17 議場コンサートについて

平成 18 年 2 月定例会から、開会日に議場において、兵庫芸術文化センター管弦楽団によるコンサートを開催してきた。県民に親しまれる開かれた県議会をめざす有意義な取組であることから、新議会においても引き続き実施するものとする。

18 議場の耐震化等の検討について

当局が実施した議場棟の詳細な耐震診断（時刻歴応答解析）の結果を踏まえ、耐震性が不足する場合は、各会派代表者会議等において施設の耐震化や仮議場への移転等も含めた議場の今後のあり方を検討する必要がある。

19 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

県議会においては、「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針」及び「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応」を定め、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等に取り組んできた。新議会における対応方針や本会議等の対応については、感染状況や感染症法上の位置づけを踏まえて、各会派代表者会議において検討する必要がある。

議会運営に関する申合せ事項

(昭和50年5月22日議会運営委員会決定)

[沿革] 平成21年9月16日改正

1 請願の取り扱い要領

- (1) 議員が請願を紹介しようとするときは、その要件の具備を確認した上、あらかじめ所属会派の幹事長及び政務調査会長と協議するものとする。
- (2) 請願の紹介は、原則として1週間前の議会運営委員会の日から付託日の5日前までとし、付託日の5日前が開会日より前となる場合は、開会日までとする。
- (3) 紹介議員は、付託委員会の要請があれば当該委員会に出席し、説明するものとする。
- (4) 請願の表決には「可を諮る原則」を適用するものとする。
- (5) 受理された請願の取り下げは、付託前は議長の許可、付託後は議会の同意によるものとする。
- (6) 付託までに紹介議員の全部が紹介を取り消した請願は陳情書の例によって処理するものとする。
- (7) 同一事件に関する2以上の請願で、議長が特に必要と認めた場合の請願文書表の作成は、次の要領により行う。
 - ア 願意が同様のものであれば、その表現等が相違するものであっても、これを1枚の請願文書表に作成する。
 - イ 件数は、紹介議員の署名のあるものは、1件として扱う。
 - ウ 請願受理番号は、件数に応じ、「第何々号～第何々号」と表示する。
 - エ 請願者の記載については、最も早く提出されたもの又

は第1枚目のものとする。

オ 紹介議員については、議席順に記載する。

2 陳情書の取り扱い要領

会議規則第95条の取り扱いを行うもののほか、陳情については次の要領による。

(1) 陳情書が回付された委員会は、速やかにこれを審査し、その結果を議長に報告するとともに、関係当局に通知するものとする。

(2) 前項の報告を受けた議長は、速やかに議員に周知せしめる措置をするものとする。

3 意見書の取り扱い要領

議員が意見書を提出しようとするときは、あらかじめ所属会派の幹事長及び政務調査会長と協議した後、議長に提出するものとする。

4 質疑・質問について

質疑・質問の時間は、原則として代表質問にあっては60分（質問40分、答弁20分）、一般質問にあっては45分（質問30分、答弁15分）を目途とする。

請願及び陳情書等の取り扱いに関する確認事項

(昭和63年9月16日議会運営委員会確認)

[沿革] 令和元年10月1日改正

1 請願の取り扱いについて

(1) 請願の紹介に当たっては、昭和50年5月22日決定の「議会運営に関する申合せ事項」(以下「申合せ事項」という。)を遵守する。

なお、全県的に共通する事務事業のうち特定の地域又は箇所に係る個々具体的な事務事業についての措置等を求めるものについては陳情扱いとする本県議会の慣例を尊重するものとする。

(2) 紹介議員による趣旨説明については「兵庫県議会会議規則」並びに「申合せ事項」の定めるところにより、適時適切に行い、画一的な運用は行わない。

2 陳情書等の取り扱いについて

(1) 議長は、陳情書等について、その写しを議員の閲覧に供する。

(2) 議長は、議員から関係委員会の委員長を通じて陳情審査の申し出があり、当該委員会での陳情審査が必要と認めるときは、陳情書等を委員会へ回付する。

議会運営等に関する申し合わせ事項

(平成3年9月30日議会運営委員会確認)

地方自治法第109条の2(注)及び兵庫県議会委員会条例第3条の2に基づき兵庫県議会運営委員会が設置されるに当たり、兵庫県議会運営委員会は、下記の事項を確認する。

記

- 1 兵庫県議会運営委員会規程(昭和46年5月31日決定)は廃止する。ただし、地方自治法及び兵庫県議会委員会条例に基づき設置される議会運営委員会は、兵庫県議会運営委員会規程に基づき設置されていた議会運営委員会の運営方法、慣例を最大限尊重して運営するものとする。
- 2 「議会運営に関する申合せ事項」(昭和50年5月22日決定)及び「請願及び陳情書等の取り扱いに関する確認事項」(昭和63年9月16日確認)については、これを遵守する。

(注) 現行第109条

議員の逝去に伴う本会議場における 追悼演説に関する申し合わせ

(平成4年8月28日各会派代表者会議確認)

兵庫県議会議員が逝去した際に本会議場において行われる追悼演説について、下記のとおり申し合わせを行う。

記

- 1 追悼演説は、兵庫県議会議員を代表して行うものとする。
- 2 追悼演説を行う議員の決定に当たっては、概ね次の事項を考慮するものとする。
 - (1) 逝去議員と同一選挙区から選出された議員であること、
または必要に応じて、当該選挙区を含む地域（神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬・丹波、淡路を目安とする。）内の選挙区から選出された議員であること
 - (2) 議会における活動経歴、在職年数、生前の交流等で逝去議員との関係が深かった議員であること
 - (3) 逝去議員と所属会派を異にする議員であること
- 3 追悼演説を行う議員は、議会運営委員会委員長及び同副委員長が協議の上、議会運営委員会に諮って決定するものとする。

議員派遣に係る確認事項

(平成14年3月26日議会運営委員会確認)

議員の派遣に関し、地方自治法第100条第13項及び兵庫県議会議規則第124条(注)第1項ただし書の規定に基づき、緊急を要する場合に議長が派遣決定したときの取り扱いについては、下記のとおりとする。

記

決定後の次の議会運営委員会において、議長が書面で、派遣目的、場所、期間、その他必要な事項を報告する。

(注) 現行第131条

質疑・質問時間の遵守に関する申し合わせ事項

(平成14年10月25日議会運営委員会確認)

質疑・質問時間については、質問者・答弁者双方において申し合わせ時間の遵守に最大限努めるとともに、申し合わせ時間を超過した場合には、原則として再質問は認めない扱いとする。

意見書・決議（案）の取扱いについて （基本的な考え方）

（平成19年6月15日議会運営委員会確認）

兵庫県議会における意見書・決議（案）の提出については、地方自治法の改正により委員会提案が可能となったことから、別紙フローチャートのとおり取扱うこととする。なお、その基本的な考え方は次のとおり。

1 全会派（委員）一致の原則

意見書・決議は、議会としての機関意思を対外的に表明するものであるため、最大限の重みを保持するよう、全会派（委員）一致によって議案を提出することが全国的にも先例となっており、兵庫県議会もこれを基本とする。（なお、事案の内容によって、例外的に全会派一致でない状態で提案された事例もある。）

2 意見書・決議（案）の取扱い

（1）会派発案の場合

意見書・決議の発案権は、議員固有の権限であるが、全会派一致を目指すため、各会派政務調査会長会（以下「政調会長会」という。）が、会派間の意見書・決議（案）の調整機関として位置付けられている。各会派の政調会長会構成員は、会派内で意見調整が図られた文案を政調会長会に持ち寄り、会派間の意見を総合的に調整する。

なお、調整が整った意見書・決議の本会議への提案に当たっては、政調会長会の構成員及びオブザーバー並びに各

会派の代表者が発議者となる。

(2) 請願に基づく場合

意見書の提出を求める請願が、委員会において採択すべきものとされた場合、委員長は、意見書等について文案調整を行う。

提案は、全委員一致を基本として決定し、委員長が発議者となる。

(3) 委員会発案の場合

委員会における調査・審議の中で、意見書・決議（案）を提案することについて、委員全員の合意が得られた場合、委員長が発議者となって提案する。

3 委員会先議

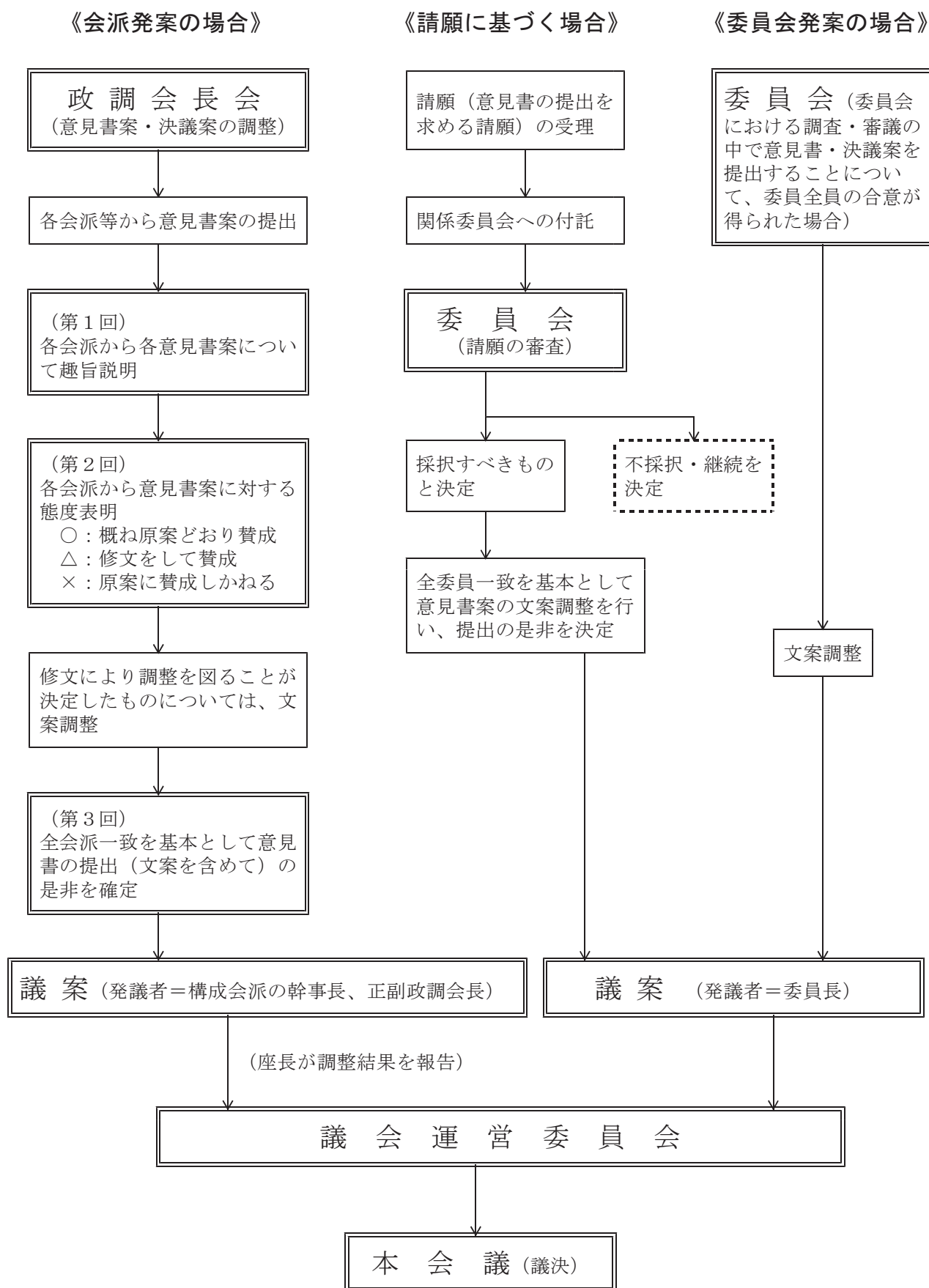
政調会長会に会派から提出された意見書・決議（案）と委員会審議に係る意見書・決議が同一趣旨の場合、政調会長会での当該協議は、委員会審査が終了するまで留保することが先例となっている。

4 上程・議決

意見書・決議（案）は、会期中の諸審議を踏まえて発議されることが望ましいため、最終日の本会議に上程されることが先例となっている。なお、事案の緊急性等により定例会開会日など最終日以外に上程されることもある。

また、全会派（委員）一致の原則に照らし、発議者は上程議案が全議員の賛同を得て議決されるよう努めるものとする。

意見書・決議案の取扱いフローチャート



本会議の運営等に関する確認事項

(平成16年8月24日議会運営委員会確認)

1 本会議の開会・開議時間について

本会議開議・再開時刻の5分前に振鈴で報じ、開議・再開時刻とされている時刻に本会議を開くこととする。

- ・ 質疑・質問日……9時55分振鈴 10時00分開議
- ・ その他の本会議……10時55分振鈴 11時00分開会・開議
- ・ 昼の休憩時……再開宣告時刻の 再開宣告時刻に再開
5分前に振鈴

2 本会議場への携帯電話の持ち込みについて

本会議場への携帯電話の持ち込みを行わないようにする。

3 本会議傍聴者に対する資料配布について

議会事務局で作成する次の資料を配布する。

(1) 開会日

- ア 議事順序
- イ 議案件名一覧

(2) 質問日

ホームページに掲載している発言通告書

(3) 閉会日

- ア 議事順序
- イ 議案・請願の議決順
- ウ 請願の審査結果報告並びに閉会中継続審査申出一覧表

本会議における討論に関する確認事項

(平成17年1月25日議会運営委員会確認)

議会運営委員会議事録より抜粋した標記確認事項は次のとおりである。

- 1 発言に当たっては、先行して行われた討論との重複部分をできるだけ簡略化するほか、前置きはできるだけ避けること。
- 2 周知の事実、経緯については説明を省略するなど、できるだけ簡潔な発言に努めること。

「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に関する申し合わせ事項

(平成18年3月27日議会運営委員会申し合わせ)

「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」の運用について、下記のとおり申し合わせを行う。

記

1 第2条第2号の取扱要領

今後、新たに策定される計画のうち、「基本的な計画」すなわち「県行政に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画」であって、5年以上の計画期間を有するものについては、各会派政務調査会長会においてあらかじめ会派間の意見調整を図ったうえ、議会運営委員会で決定する。この決定を踏まえて議長は、当該計画が条例の対象となることを告示等により県民に明示することを知事に依頼するものとする。

2 第4条第2項、第3項の取扱要領

第2項に基づき実施状況の報告を求め、又は第3項に基づき意見を述べようとする場合は、各会派政務調査会長会においてあらかじめ会派間の意見調整を図ったうえ、議会運営委員会に諮り、本会議で議決を行うものとする。

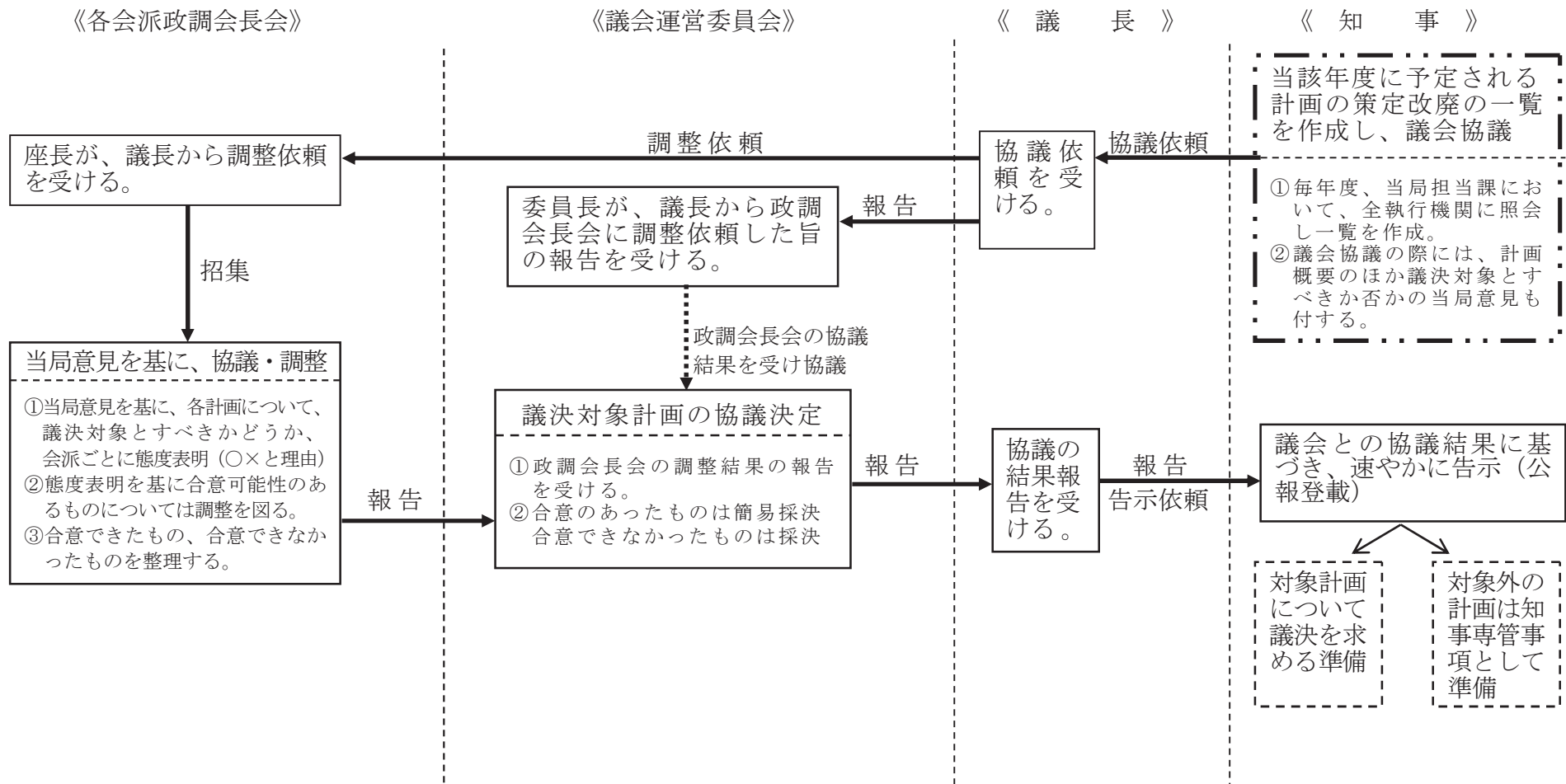
3 第5条第1項の取扱要領

知事等に対して意見を述べようとする場合は、各会派政務調査会長会においてあらかじめ会派間の意見調整を図ったうえ、議会運営委員会に諮り、本会議で議決を行うものとする。

<参考資料>

●第2条第2号
(議決対象計画の決定)

第2条 この条例において「基本的な計画」とは、県行政に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるものをいう。
 (1) 県行政全般又は県行政各分野に係る計画で別表に掲げるもの
 (2) 前号に掲げる計画のほか、別に定める基本的な計画



<参考資料>

- 第4条第2項
(知事に実施状況の報告を求める)
- 同条第3項
(実施状況がかい離している場合の意見)
- 第5条第1項
(策定・改善の必要を認める場合の意見)

(実施状況の報告)

第4条 知事等は、毎年度、別表の1に掲げる計画の実施状況を議会に報告しなければならない。

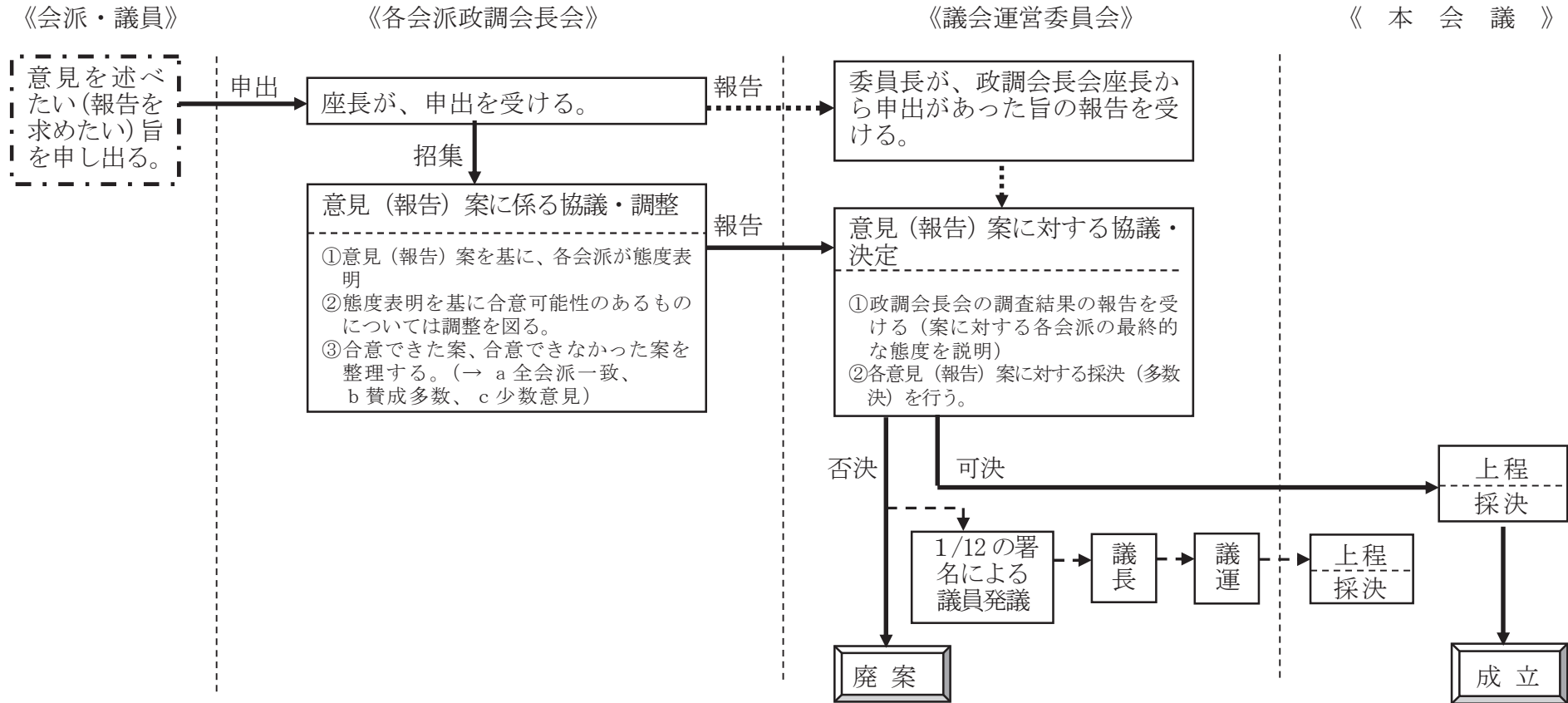
2 議会は、総合的かつ計画的な県行政の推進のために必要があると認めるときは、知事等に対して、基本的な計画に係る実施状況の報告を求めることができる。

3 議会は、前2項の規定による報告があった場合において、当該計画に係る実施状況と当該計画とが正当な理由なく著しくかい離していると認めるときは、知事等に対し必要な意見を述べることができる。

(知事等への意見)

第5条 議会は、社会情勢の変化その他の特別な事情により、新たに県行政に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を策定する必要があると認めるとき、又は策定されている基本的な計画の変更若しくは廃止をする必要があると認めるときは、知事等に対し意見を述べることができる。

2 知事等は、前項の規定により意見が述べられたときは、その意見に対し、議会に見解を述べるものとする。



本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項

(平成24年5月7日議会運営委員会確認)

[沿革] 平成27年6月12日、27年9月28日、29年1月18日一部改正

平成24年6月定例会から本会議の質疑・質問において、従来の一括質問・一括答弁方式に加え、一問一答方式、分割質問・分割答弁方式を選択できる制度が導入されることに伴い、本会議における質疑・質問について、下記のとおり申し合わせを行う。

記

1 質疑・質問の方式

代表・一般質問における質疑・質問の方式は、次のいずれかから選択する。

- (1) 一括質問・一括答弁方式（従来の方式。以下「一括方式」という。）

質疑・質問者（以下「質問者」という。）が質疑・質問をすべて一括して行い、質疑・質問が終了した後、答弁者が一括して答弁する。

- (2) 一問一答方式（従来の予算・決算特別委員会の方式）

ア 質問者が一問ごとに質疑・質問を行い、その都度答弁者が答弁し、質疑・質問と答弁を交互に行う。

イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。

なお、再質疑・再質問についても同様とする。

- (3) 分割質問・分割答弁方式（以下「分割方式」という。）

ア 質問者が複数の質疑・質問を一括りにして行い、その後、答弁者が当該質疑・質問に対して答弁を行い、以下、

同様の手順を繰り返す。

イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一括りにした質疑・質問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。

なお、再質疑・再質問についても同様とする。

2 再質疑・再質問

(1) 時間

再質疑・再質問は、「8 質疑・質問の時間」又は議会運営委員会で決定する各議員の質疑・質問時間を超えた場合は、行うことができない。

(2) 内容

再質疑・再質問は、会議規則第52条及び第62条に基づき、あらかじめ議長に提出した発言通告書に記載した事項の範囲内で行うこととし、質疑・質問と関連する内容でなければならない。

(3) 留意点

ア 再質疑・再質問は、答弁が不明確又は不十分であった場合に行うものであり、質問者は、質疑・質問の要旨を逸脱して再質疑・再質問を行うことのないよう留意するものとする。

イ 一問一答方式及び分割方式において再質疑・再質問を行う場合には、再質疑・再質問の対象となる質疑・質問項目と再質疑・再質問であることを発言の最初に必ず明らかにする。

ウ 一問一答方式による再質疑・再質問は、一つの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次

の質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。

エ 分割方式による再質疑・再質問は、一括りの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の一括りの質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の一括りにした項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。

3 発言通告

(1) 会議規則第52条及び第62条に基づく議長に対する発言の通告は、発言通告書により質疑・質問日の前々日の午後5時までにを行うものとする。

(2) 発言通告書には、発言の方式（一括・分割・一問一答方式）を明らかにするとともに、分割方式を用いる場合には、発言通告書に記載されている発言の要旨欄に分割する箇所を明示するものとする。

4 質疑・質問の順序

上記1のいずれの方式においても質疑・質問は、発言通告書の項目順に行う。

5 質疑・質問の場所

(1) 一括方式の場合

一括方式を選択した質問者は、質疑・質問は議席から向かって正面の演壇（以下「正面の演壇」という。）で行う。

答弁（再答弁を含む）の聴取は、正面の演壇に正対する

よう設置された演壇（以下「質問者用の演壇」という。）の脇に設けられた待機席で行い、再質疑・再質問は、質問者用の演壇で行うことを原則とする。

(2) 一問一答方式及び分割方式の場合

一問一答方式及び分割方式を選択した質問者は、第1問又は最初の一括りの質疑・質問は正面の演壇で行い、以降の答弁の聴取及び質疑・質問（再質疑・再質問を含む）は、それぞれ待機席及び質問者用の演壇を使用して行う。

6 答弁の場所及び順序

(1) すべての答弁及び再答弁は正面の演壇で行う。ただし、知事及び副知事の再答弁は自席で行う。

(2) 一問一答方式の答弁順序については、発言通告書に記載した質疑・質問項目の順とする。

(3) 分割方式の答弁順序については、一括りにした質疑・質問項目の順とする。

なお、分割方式において、一括りにした質疑・質問項目の中の答弁順序については、一括方式の答弁方法（従来の方法）を用いる。

7 質疑・質問の趣旨確認

(1) 質疑・質問に対して、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、質疑・質問の趣旨を確認するための質問者に対する発言を知事等に認めることとする。

(2) この趣旨確認は、再質疑・再質問以降の質疑・質問に対しても行うことができる。

(3) 知事等の趣旨確認の発言時間は、質問者の質疑・質問時

間に含める。

- (4) 知事及び副知事の趣旨確認の発言を除き、趣旨確認の発言は正面の演壇で行う。

8 質疑・質問の時間

質疑・質問の時間は、「議会運営に関する申合せ事項」（昭和50年5月22日議会運営委員会決定）のとおり、原則として代表質問にあつては60分（質問40分、答弁20分）、一般質問にあつては45分（質問30分、答弁15分）を目途とする。

9 残時間表示器

- (1) 質問者用の演壇にも残時間表示器を設置し、正面の演壇の当該表示器と併せて常時使用する。
- (2) 申し合わせ時間の残り時間がわずかになった場合及びゼロになった場合には、正面の演壇の警告灯が点灯するので、質問者及び答弁者双方とも留意するものとする。

10 その他

- (1) 質問者及び答弁者双方とも、質疑・質問時間の遵守に最大限努めるとともに、質疑・質問及び答弁に当たっては、要領よく簡潔に行うよう努めるものとする。

なお、一問一答方式及び分割方式を選択した場合には、特に留意するものとする。

- (2) 質疑・質問に際して、感謝の言葉や歓迎のあいさつなど、質疑・質問と関係のない冗長な発言は慎むものとする。
- (3) 一問一答方式における答弁においては、答弁者は、質問者の発言内容を繰り返すことを極力控えるものとする。

- (4) 質疑・質問の運用状況を踏まえ、必要に応じて、この申し合わせの見直しを行う。

本会議の質疑・質問に関する確認事項

(平成 24 年 11 月 27 日議会運営委員会確認)

[沿革] 平成 29 年 9 月 15 日 一部改正

1 質疑・質問に直接関係のない発言

- (1) 質疑・質問に直接関係のない発言は慎む。
- (2) 質疑・質問及び答弁の流れを逸脱しない範囲で、質疑・質問の冒頭においてその背景等を説明する発言、答弁後の質疑・質問に関連した簡潔・簡明な意見表明は、良識の範囲内で認める。

2 再質疑・再質問

- (1) 再質疑・再質問を行う際には、再質疑・再質問であることを発言の最初に明らかにする。
- (2) 再質疑・再質問は、質問者が一問ごとに再質疑・再質問を行い、その都度答弁者が再答弁し、再質疑・再質問と再答弁を交互に行う。
- (3) 再質疑・再質問について、次のことは慎む。
 - ① 通告書に記載した項目の範囲内と考えられるものの、最初に発言のあった質疑・質問の要旨とは明らかに関係のない再質疑・再質問、詳細な数字を求める再質疑・再質問。
 - ② あらかじめ準備した原稿を読み上げるなどセレモニー化した再質疑・再質問。

3 その他

- (1) 答弁に対する感謝の言葉は慎む。
- (2) 質疑・質問の終わり方については、質疑・質問が終わりであることを宣告する場合でも会議規則第51条の規定に基づき、議長に発言の許可を得てから行う。
- (3) 「本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項（H24.5.7議運確認）」を各会派内で周知徹底する。

危機発生時における議会の対応に関する 申し合わせ

(平成25年5月7日議会運営委員会確認)

[沿革] 平成28年6月13日、31年3月18日、令和元年12月11日改正

県内において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、議会が迅速かつ的確に対応できるよう、下記のとおり申し合わせを行う。

記

1 この申し合わせにおける危機発生事案とは次の場合をいう。

県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合で、議長が議会としての対応が必要と認めたもの。

2 安否情報の確認等

(1) 議長は、危機の発生状況に応じて、危機発生地区選出の議員の安否及び罹災状況等を電話、FAX、電子メール、県議会連絡サイト等により確認する。

(2) 議員は、危機の発生状況や必要性に応じて、それぞれの地域における被害状況等の把握、災害救援活動等に努めるとともに、把握した被害状況等に関する情報の議長への報告に努めるものとする。

3 情報等の一元化

(1) 議長は危機発生事案に関する情報を収集、一元化し、電子メール等により必要に応じて議員へ提供する。

- (2) 議員が危機発生事案に関して、当局に対する照会、情報提供、要望等を行う場合には、原則として議長が集約し、一元的に行うものとする。なお、議長はその状況等について、必要に応じて議員へ提供するものとする。

4 各会派代表者会議等の開催

- (1) 議長は、被害状況等諸事情を勘案し、今後の対応を協議する必要があると認めるときは、各会派代表者会議を開催する。

- (2) 各会派代表者会議では、次の事項を協議又は意見調整する。

ア 被害状況等の把握・分析

イ 議会運営委員会、正副常任委員長会議、関係常任委員会
会の開催

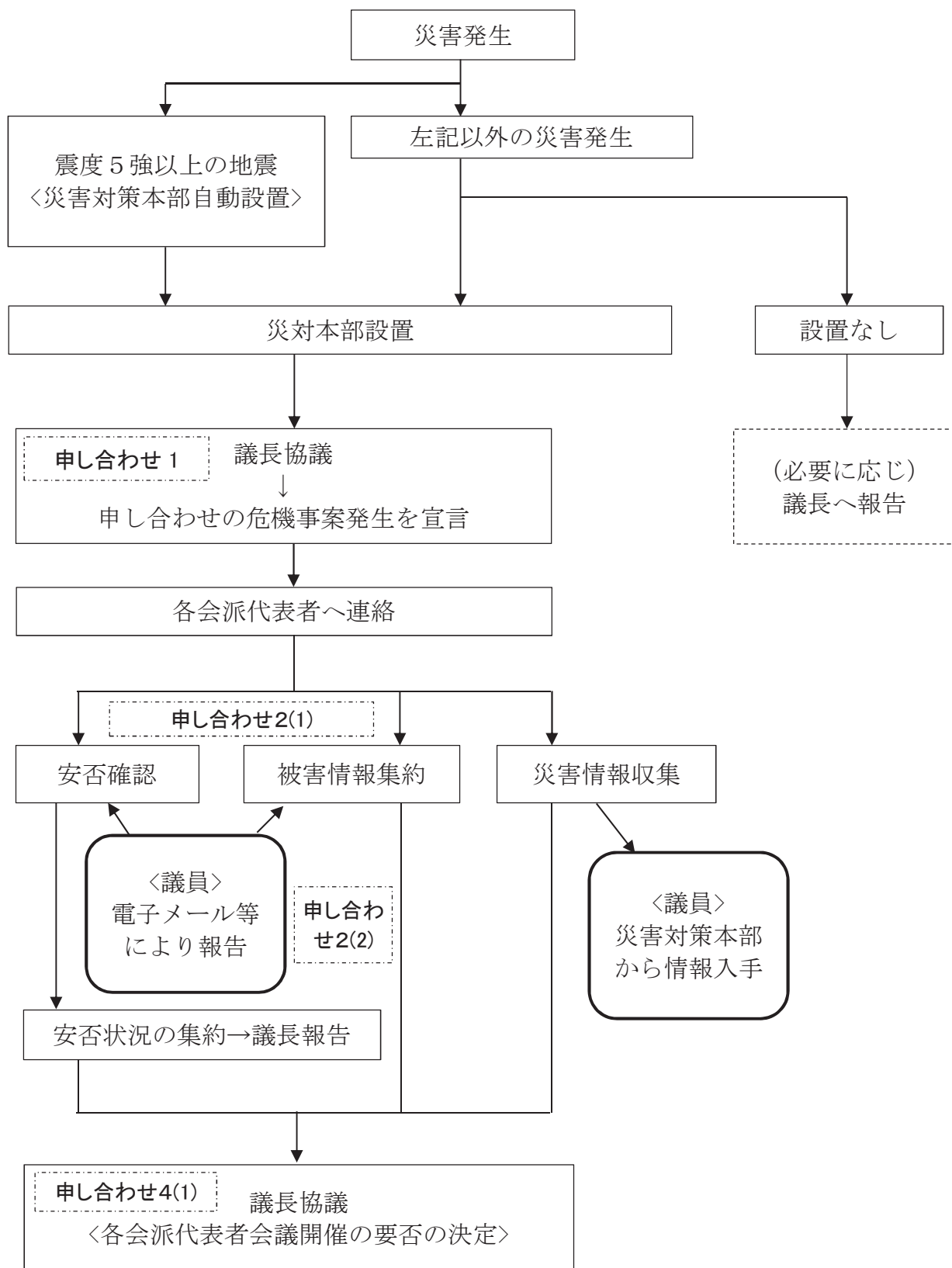
ウ 特別委員会の設置

エ 臨時議会の開催

オ 議員の安否、居所、被害状況等の把握 等

- (3) 各会派代表者会議で議会運営委員会又は関係常任委員会の開催が決定された場合には、議長は該当の委員会委員長に委員会の招集を要請する。

大規模災害発生時の議会对応について



議員提案による政策条例の調整手続に関する申し合わせ

(平成28年11月7日議会運営委員会申し合わせ)

議員提案による政策条例（専ら議会又は議員に関することを定める条例以外の条例をいう。）の制定を推進するため、下記のとおり申し合わせを行う。

記

- 1 条例を提案しようとする会派又は議員（議員定数の12分の1以上の議員の賛同を得た会派又は議員に限る。）は、提案しようとする条例案の概要（別紙様式）を添えて、議長へ申し出るものとする。
- 2 1の議長への申出に当たっては、条例案の協議・調整に必要な期間が十分確保されるよう配慮するとともに、全会派一致が見込まれるものとなるよう、あらかじめ他会派の意見を聞くなどにより、提案の内容を十分吟味するものとする。
- 3 議長は、1の申出を受けた場合、各会派代表者会議を招集する。

同会議は、提案された条例案が全会派一致で共同提案するにふさわしいか、全会派の合意が得られる見込みがあるか等を吟味するとともに、複数の申出がある場合における優先順位等の調整、提案スケジュールの確認を行った上で、各会派政務調査会長会（以下「政調会長会」という。）に付議する

ことの適否を決定するものとする。

- 4 政調会長会に付議された条例案は、同会において、3で確認したスケジュールを精査・決定し、全会派一致を目指して会派間の協議・調整を実施するものとする。

- 5 政調会長会は、その協議により、必要に応じて、執行機関との調整、関係団体や学識者からの意見聴取、県民意見提出手続（パブリック・コメント）等を実施する。

- 6 政調会長会座長は、同会における会派間の協議・調整の結果を議会運営委員会に報告し、各会派が条例案に合意した場合は、各会派共同で本会議に提案するものとする。

〇〇条例案の概要について

1 条例制定の理由

(条例を制定する根拠、動機等を記載する。)

2 条例の概要

(条例に規定する項目とそのおおよその内容を箇条書きで記載する。)

【記載例】

第〇 目的

.....

第〇 県の責務

.....

第〇

.....

3 施行時期

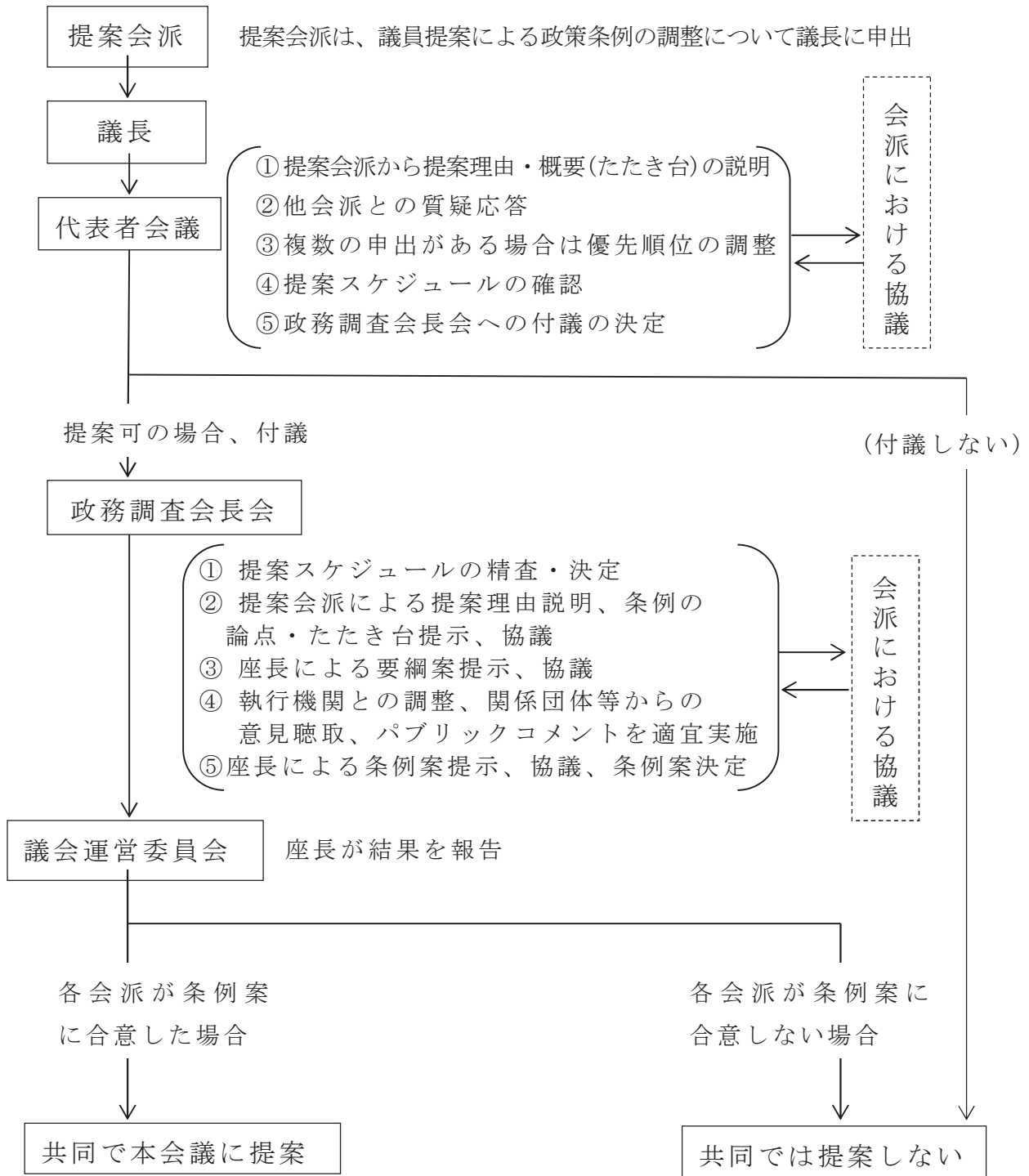
平成 年 月

[理由]

4 参考資料

(条例素案や参考となる資料がある場合は、「別紙のとおり」として添付する。)

議員提案による政策条例の調整手続のフローチャート



※ 議会事務局は、条例制定に係る支援を実施

- ・ 関係資料の収集・提供
- ・ 関係団体等の意見聴取や執行機関との調整の場の設定、パブリックコメント等
- ・ 法令審査

常任委員会提案による政策条例の調整手続に関する申し合わせ

(平成30年12月14日議会運営委員会決定)

常任委員会提案による政策条例（専ら議会又は議員に関することを定める条例以外の条例をいう。）の制定手続について、下記のとおり申し合わせを行う。

記

- 1 条例を提案しようとする常任委員会の委員長は、提案しようとする条例案の概要（別紙様式）を添えて、議長へ申し出るものとする。
- 2 委員長は、1の議長への申出に当たっては、条例案の協議・調整に必要な期間が十分確保されるよう配慮するとともに、全会一致が見込まれるものとなるよう、あらかじめ全委員の意見を聴くなどにより、提案の内容を十分吟味するものとする。
- 3 各委員は、全会一致が求められることを受け、会派の意見を代表するよう努めるものとする。
- 4 議長は、1の申出を受けた場合、各会派代表者会議を招集する。

同会議において、委員長から、常任委員会による提案の妥当性や条例案の概要、検討スケジュール等について報告するものとする。

- 5 常任委員会では、全会一致を目指して協議・調整を実施するものとし、機動的な協議・調整を行うため、小委員会を設置することができるものとする。
- 6 常任委員会では、その協議により、必要に応じて、執行機関との調整、関係団体や学識者からの意見聴取、県民意見提出手続（パブリック・コメント）等を実施する。
- 7 常任委員会における協議・調整の結果、条例案を提案することについて、委員全員の合意が得られた場合、委員長が発議者となって本会議に提案するものとする。

〇〇条例案の概要について

1 条例制定の理由

(条例を制定する根拠、動機等を記載する。)

2 条例の概要

(条例に規定する項目とそのおおよその内容を箇条書きで記載する。)

【記載例】

第〇 目的
.....

第〇 県の責務
.....

第〇
.....

3 施行時期

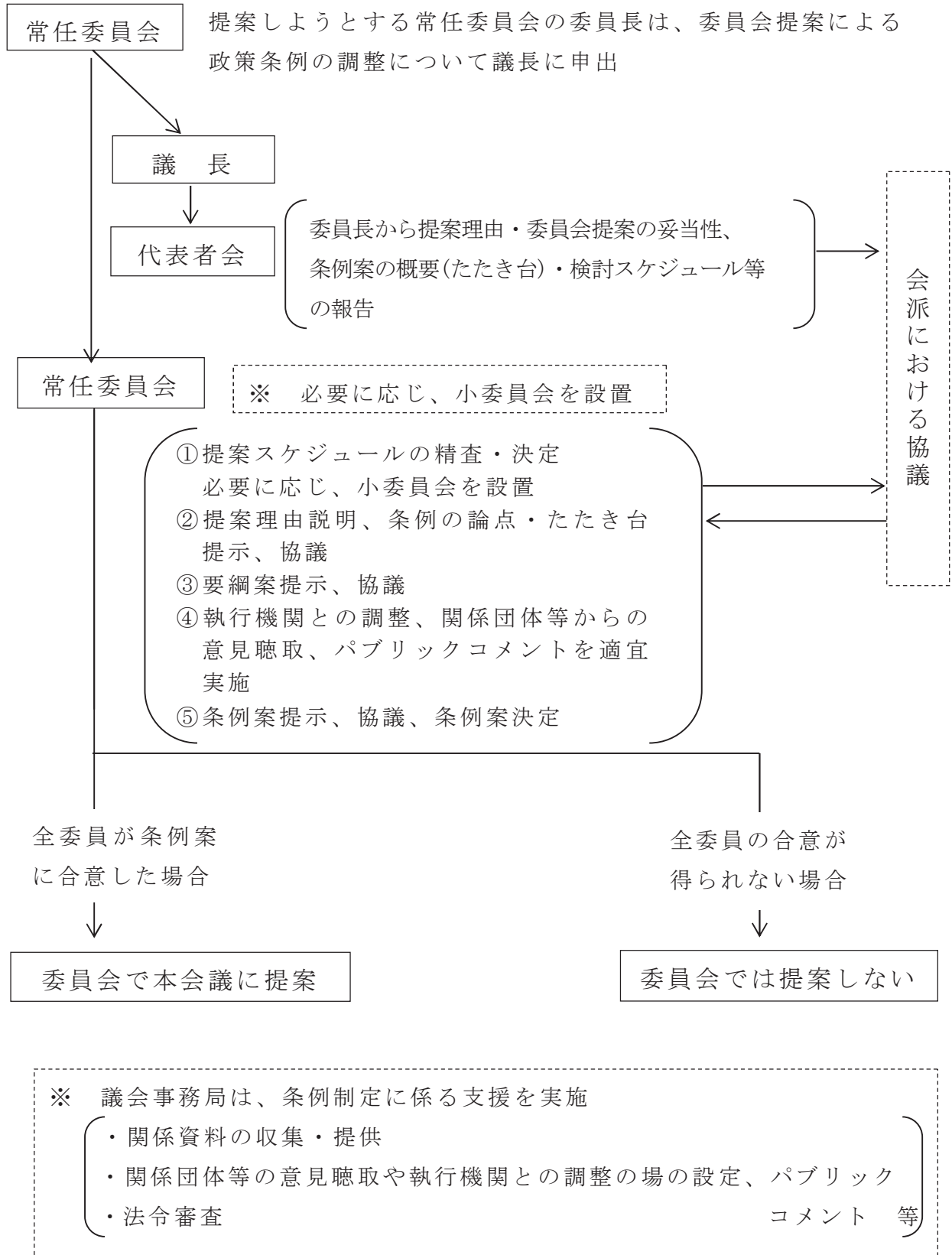
平成 年 月

[理由]

4 参考資料

(条例素案や参考となる資料がある場合は、「別紙のとおり」として添付する。)

常任委員会提案による政策条例の調整手続のフローチャート



議会内における選挙の円滑な運営に係る 確認事項

(令和3年1月18日議会運営委員会確認)

本県議会における議会内選挙の適正な運営に向けて、氏名を正確に記載することの徹底が図られたところであるが、改めて、有効・無効の判断が難しい投票がある場合の議事運営について、下記のとおり確認する。

1 開票作業

- (1) 開票作業に当たる職員は、投票用紙の記載内容を立会人が確認できるよう、丁寧に開票作業を進めることとし、有効・無効の判断が難しい投票については、あらかじめ、他の投票と明確に区別する。
- (2) 立会人は、上記1(1)で区別された投票について、速やかに有効・無効の判断を行い、必要な場合は、自らの意見を議長あて表明する。

2 結果の報告

議長は、上記1(2)の立会人の意見を聞いた上で、投票の有効・無効を決定し、選挙結果の報告を行う。

ただし、投票の有効・無効に係る立会人の意見が分かれるなど、選挙に関する疑義が生じた場合は、会議規則第34条の規定により、議長が会議にはかって決める。

3 異議申し立て

上記2の選挙結果の報告に対して異議のある議員は、報告の後、

直ちに議長の許可を得た上で、議席において、その内容を明らかにした上で異議申し立てを行う。

4 効力の決定

- (1) 議長は、選挙に関する疑義が生じた場合、または、異議申し立てがあった場合には、この取扱に係る議事運営について協議を行う議会運営委員会（改選年等で議運未設置の場合は各会派代表者会議、以下同じ）を開催するため、会議を暫時休憩する。なお、議場の開鎖に当たっては、議長は職員に対して投票用紙の保存を命じる。
- (2) 議会運営委員会において、表決方法（記名投票、無記名投票、起立表決）等を決定した後、会議を再開し、議員の表決により、投票の有効・無効を決する。
- (3) 上記4(2)の議会運営委員会では、必要に応じて開票結果に係る立会人の意見等を聴取するとともに、議員が自身の態度を判断する際に必要な措置を協議することとする。

オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項

(令和3年3月4日議会運営委員会確認)

[沿革] 令和3年9月14日改正

兵庫県議会委員会条例（以下「条例」という。）第10条の2の規定によるオンラインの方法を利用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関して、必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 オンライン委員会の開催事由等の決定

(1) オンライン委員会の開催に当たっては、各会派代表者会議又はこれに代わる会議において、次に掲げる事項を決定する。

ア 重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生等の事由

イ 対象とする委員会

ウ 対象とする期間

(2) 前項の各会派代表者会議等による決定が困難な場合は、議長と各会派代表者の協議により、決定する。

2 オンライン委員会の開催

(1) 委員長は、条例第10条の2第1項に該当すると認めるときは、オンライン委員会の開催を決定する。

(2) 委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

(3) 条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加しようとする委員は、原則として、開催日の前日の正午までに、オンライン参加申出書を委員長

に提出（メール可）しなければならない。

3 オンライン参加の申出に対する委員長の許可

委員長は、委員からのオンライン参加の申出に対して、次に掲げる例を基本に、許可または不許可を決定する。

(1) 重大な感染症のまん延防止の場合（新型コロナウイルス感染症を例に）

オンライン参加を許可（例）	オンライン参加を不許可（例）
<p>① 新型コロナウイルス陽性が判明した委員（保健所又は医療機関が無症状と判断した場合に限る）</p> <p>② 濃厚接触者として特定され、健康観察期間にある委員及び県作成のフローチャートにより自ら濃厚接触者と判断し、健康観察を行っている委員</p> <p>③ 感染者又は濃厚接触者に該当する恐れがあり出席の自粛を求められている委員（同居人が第三者の濃厚接触者に該当する場合等）</p> <p>④ 高齢や基礎疾患を持つ等の理由により、感染リスクを避ける必要があるためとして、オンライン参加を希望する委員</p>	<p>⑤ 陽性が確認された入院又は宿泊療養中の委員</p> <p>⑥ 感染リスクを避けるためのみを理由として、オンライン参加を希望する委員</p> <p>⑦ 疾病、出産、育児等、本会議の欠席事由に該当する委員（左記①～③を除く。）</p>

(2) 大規模災害その他の緊急事態の発生等の場合

オンライン参加を許可（例）	オンライン参加を不許可（例）
① 交通手段の途絶により、県議会への参集が困難な委員	② 疾病、出産、育児等、本会議の欠席事由に該当する委員

4 オンラインの方法により委員会に参加する委員の対応

オンラインの方法により委員会に参加する委員（以下「オンライン委員」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- (2) 委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信状況を確認すること。
- (3) オンライン委員会に参加するために必要な通信環境の整備及び整備や通信に要する経費は、オンライン委員が対応すること。

5 オンライン委員会の運営

(1) 表決

表決は、慣例により挙手（予算・決算特別委員会に起立。以下同じ。）を原則とし、オンライン委員は、委員会室の委員と同時に挙手を行う。委員長は、委員会室の委員の挙手の状況を確認した後、オンライン委員の挙手の状況を1人ずつ映像と音声により確認した後、可否の結果を宣告する。

(2) 互選

互選は、慣例により指名推選によることとし、投票によることはできない。

(3) 委員外議員の発言申し出

オンラインの方法により委員会に参加し、発言しようとする委員外議員は、原則として、開催日の前日の正午まで

年 月 日

委員会

委員長

様

委員 氏 名

オンライン参加申出書

兵庫県議会委員会条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加したいから、許可されるよう申し出ます。

1 開催日 年 月 日

2 理 由

3 メールアドレス

(オンライン委員会に必要な情報の送付先)

議会運営委員会委員外議員（オブザーバー）等について

	委員（新議会世話人）	委員外議員（新議会世話人会オブザーバー）
委員会の出席	<p>1 委員会は、委員長が招集する。 （委員会条例第 10 条第 1 項）</p> <p>2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。 （委員会条例第 11 条）</p>	<p>1 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、出席を求めることができる。 （会議規則第 68 条）</p> <p>2 <u>委員会は、交渉団体でない会派に対しその所属議員 1 人を、委員外議員として委員会の会議に出席させることを求めるものとする。</u> （議運内規第 7 条第 1 項）</p>
発言	<p>委員は、議題について質疑し、意見を述べるができる。 （会議規則第 67 条第 1 項）</p>	<p>1 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、説明または意見を聞くことができる。 委員でない議員から発言の申出があったときも同様とする。 （会議規則第 68 条）</p> <p>2 <u>委員外議員は、委員長の許可を得て発言することができる。</u> （議運内規第 7 条第 2 項）</p>
表決	<p>委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 （委員会条例第 12 条第 1 項）</p>	<p><u>委員外議員は、委員会の表決に加わることはできない。</u> （議運内規第 7 条第 2 項）</p>
代理出席	<p>1 委員会の会議は、原則、各交渉団体から 1 人以上の出席を得て、開く。 （議運内規第 5 条第 1 項）</p> <p>2 委員に事故があるときは、委員会は、その委員の所属する会派に対し所属議員を、委員外議員として委員会の会議に出席させることを求めるものとする。 （議運内規第 5 条第 2 項）</p>	
着席場所	委員席	委員外議員席

関係規定（抜粋）

兵庫県議会会議規則（昭和36年議会告示第1号）

（委員の発言）

第67条 委員は、議題について質疑し、及び意見を述べることができる。

2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序により、委員長が許可する。

（委員外の議員の発言）

第68条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明または意見を聞くことができる。委員でない議員から発言の申出があったときもまた同様とする。

兵庫県議会委員会条例（昭和38年条例第65号）

（招集）

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の4分の1以上の者から審査又は調査すべき事件を示して、委員会招集の請求があるときは、委員長は、速やかに招集しなければならない。

3 議会運営委員会又は特別委員会の委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が当該議会運営委員会又は特別委員会の招集日時及び場所を決めて、その互選を行わせる。

（定足数）

第11条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、第13条（（委員長及び委員の除斥））の規定による除斥のために半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

兵庫県議会運営委員会内規（平成3年9月30日決定）

（会議）

第5条 委員会の会議は、各交渉団体から1人以上の出席を得て開く。ただし、委員長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

2 委員に事故があるときは、委員会は、その委員の所属する会派に対し所属議員を、委員外議員として委員会の会議に出席させることを求めるものとする。

3 前項の議員は委員長の許可を得て発言することができる。ただし、委員会の表決に加わることができない。

（交渉団体でない会派）

第7条 委員会は、交渉団体でない会派に対しその所属議員1人を、委員外議員として委員会の会議に出席させることを求めるものとする。

2 第5条第3項の規定は、前項の議員に準用する。

第362回（臨時）県議会付議予定事件一覧

- 1 議長及び副議長選挙
- 2 議会運営委員会の委員選任
- 3 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長選任
- 4 関西広域連合議会議員選挙
- 5 兵庫県競馬組合議会議員選挙
- 6 兵庫県・神戸市調整会議構成員選挙
- 7 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査
- 8 監査委員（県議会選出）の選任の同意

第 3 6 2 回臨時兵庫県議会審議日程（案）

（会期 4 日間）

月 日	曜	本会議	委 員 会	審 議 日 程	備 考
5. 16	火	本会議	(議会運営委員会)	臨時議長就任、開会、仮議席指定、議長選挙、副議長選挙、議席の決定、会議録署名議員指名、会期決定、議会運営委員会委員選任	
17	水			} 休 会	
18	木				
19	金	本会議	議会運営委員会	常任委員会委員選任、常任委員会委員長及び副委員長選任、関西広域連合議会議員の選挙、兵庫県競馬組合議会議員の選挙、兵庫県・神戸市調整会議構成員の選挙、議案上程、知事提案説明、表決、その他、閉会	

議席表

		81	82	83	84	85	86					
80	79	78	ひょうご県民連合	76	75	74	73	72	71			
61	62	63		65	66	67	自由民主党・兵庫	69	70			
60	59	58		公明党	55	54		52	51			
41	40	43			46	47		49	50			
40	39	38			35	34		32	31			
21	22	23			25	26		27	29	30		
20	19	18			17	16		15	14	12	11	
無所属	日本共産党	3			4	5		6	7	8	9	10

演壇

演壇

議長 局長

議 場 に つ い て

1 経緯

- (1) 令和4年度に当局が実施した耐震性能解析によれば、議場棟は直下型地震の際、建物に大きな被害が生じ、倒壊・崩壊に至る可能性があると考えられた。
- (2) 議場棟を引き続き使用することはできないとされたことから、新議会世話人会設置準備会において、議場の代替場所候補を3号館大会議室、公館大会議室とし、費用、スペースの余裕、IT対応、県庁からのアクセス、日程変更への対応等について比較検討、各会派意見をふまえ協議した結果「3号館大会議室」で合意に至った。(4/20)

2 対応

令和5年5月臨時会から、3号館7F大会議室で本会議を開催する

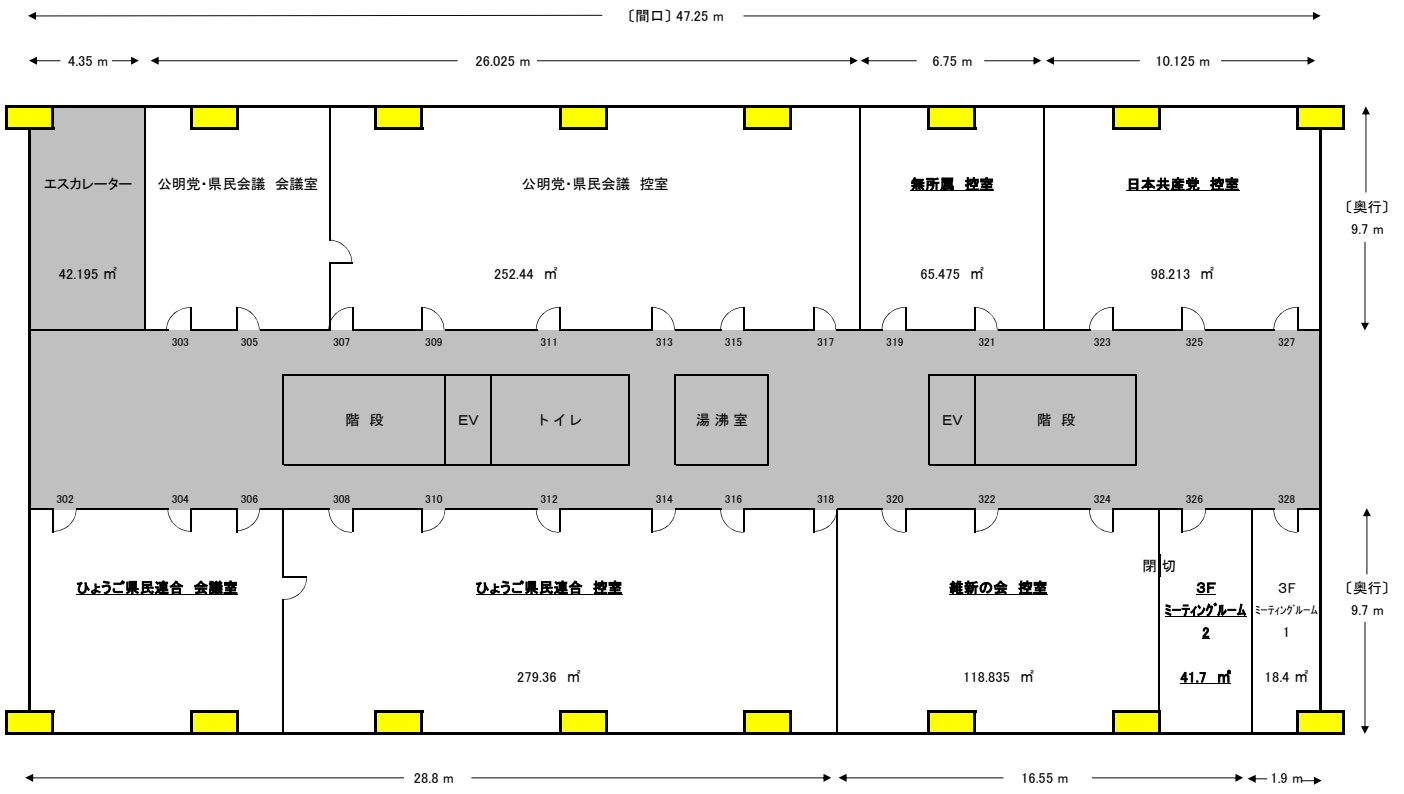
(参考)

	メリット	問題点・課題等
3号館 大会議室 (310㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ○大きな追加費用をかけずに運営可能 ○控室や当局からのアクセスが便利 ○現状のIT対応（中継、タブレット資料更新等）が可能 ○本会議日程の追加変更が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ●傍聴席等のスペースが狭い（7-10席） ●当面、手話通訳ができない (現 議場からの機器移設が必要)
公館 大会議室 (600㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ○スペースに余裕がある ○控室や当局から徒歩でアクセス可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●追加費用が必要（設営撤収、録音・中継機器の設置・操作等；約100万円/日） ●本会議日程の追加変更が困難（他行事とのバッティング、設営や機器・操作人員の確保等） ●IT対応（タブレット資料更新等）が困難 ●手話通訳ができない

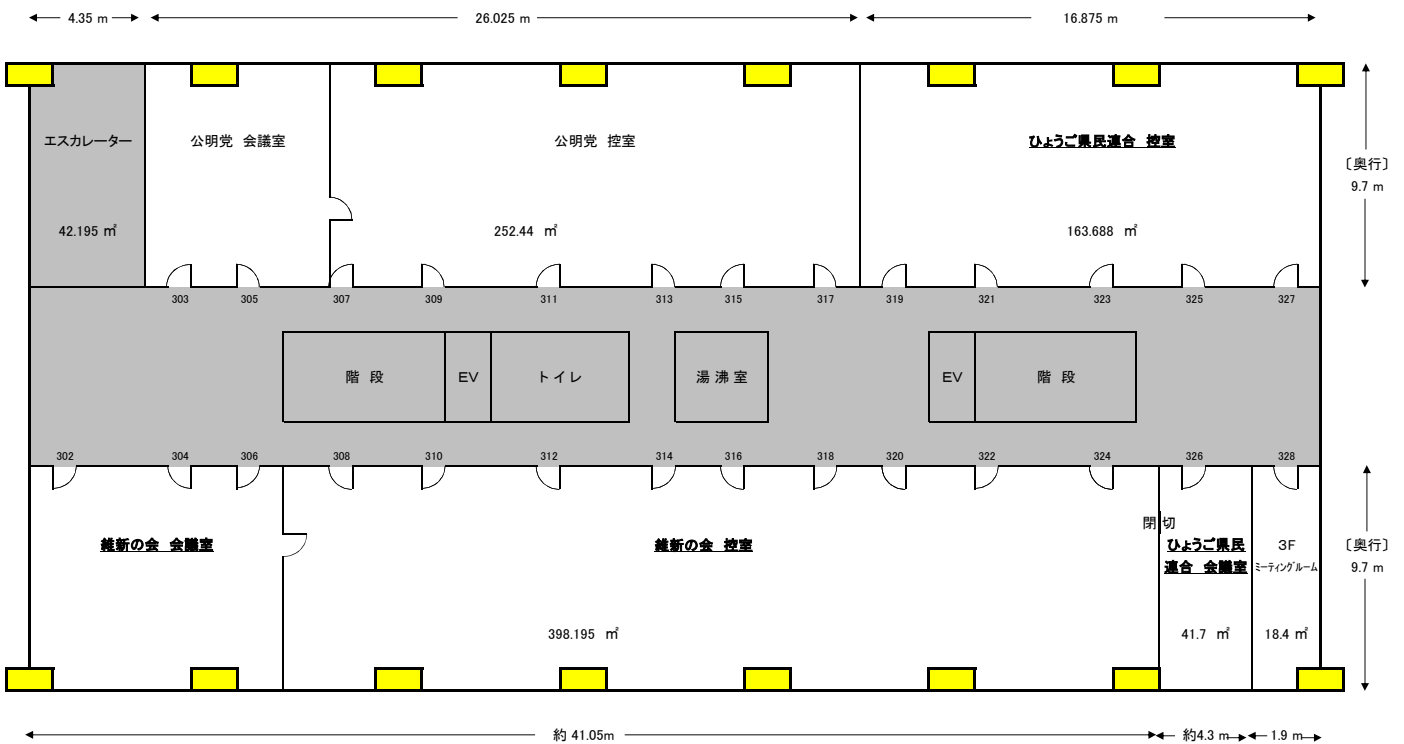
《相対評価》

評価項目	費用	スペースの余裕	IT対応	アクセス 県庁から	日程変更	その他
3号館 大会議室	○	×	○	○	○	
公館 大会議室	×	○	×	▲	×	定例会中は例年行事（表彰等）の会場変更等が必要（R4実績；22件50日）

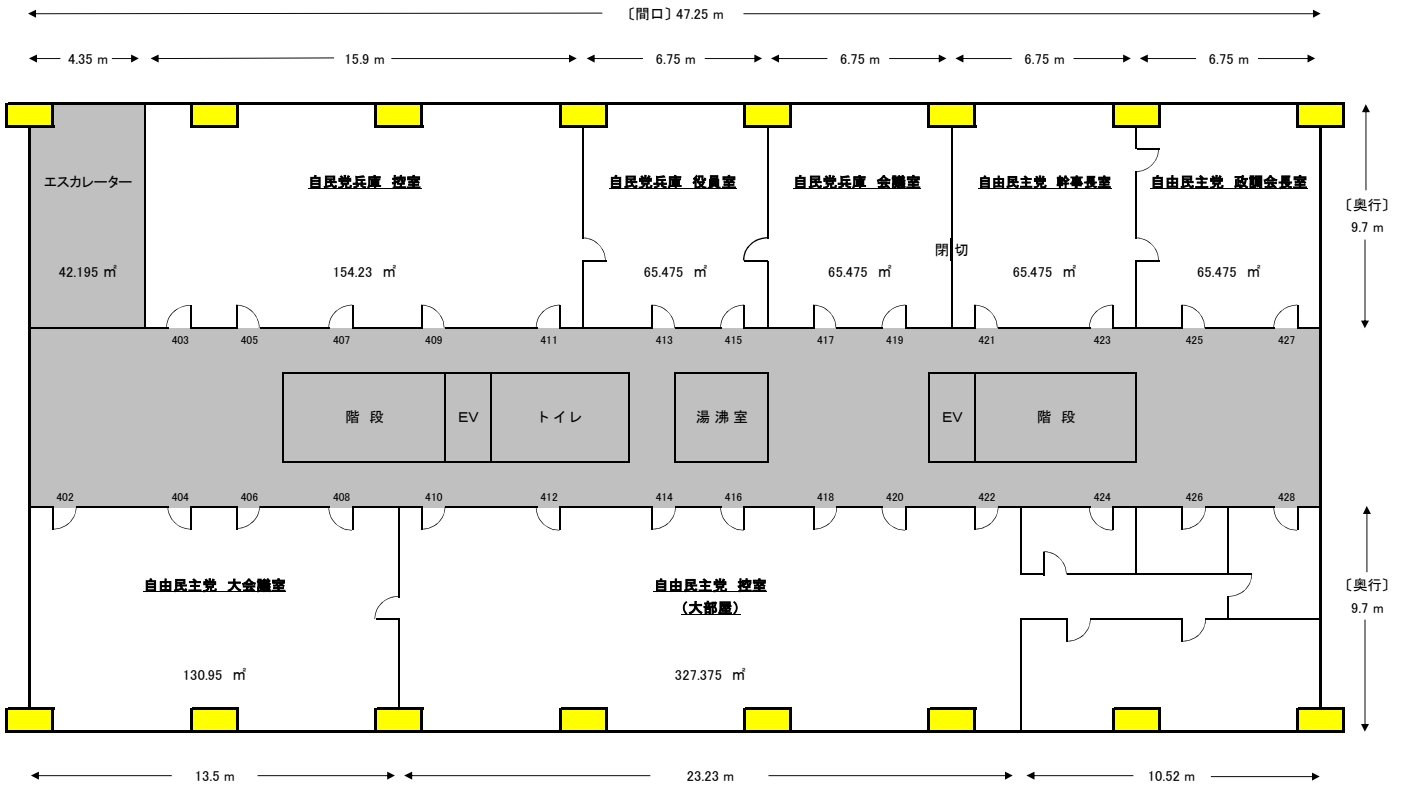
変更前



変更後(案)



変更前



変更後(案)

